

特集：「再生産労働を担う女性移民」

「外国人花嫁」として生きるということ ——再生産労働と仲介型国際結婚

李 善姫 東北大学専門研究員

キーワード：仲介型国際結婚、再生産労働、ジェンダー役割の内面化

昨今、とうとう日本でも外国人家事支援人材の受け入れに向けての動きが本格化し始めた。ところが、「日本の再生産労働分野における外国人女性の導入」は、今に始まったものではない。その代表的存在が、「日本人の配偶者」として滞在している結婚移住女性たちである。結婚移住女性たちは、結婚という名の下で、結婚後、出産、育児、家事、介護に関わる再生産労働に自然と繋がってきた。彼女らに対する再生産労働への期待は、周囲だけでなく、当事者にとっても内面化されている。そして、「労働の分業によって、効率よく家庭を守る」という文化的規範は、時々微笑ましい家族愛のストーリーを創出したりもする。しかし、そのストーリーが最後まで続くかどうかはわからない。それは、結婚移住女性たちとホスト社会との関係が、私的リレーションシップのみで結ばれているからである。私的リレーションシップが壊れた時、結婚移住女性たちはどうなるのだろうか。

本稿では、結婚移住女性たちの結婚後の生活現状を当事者の観点から提示し、その中で労働と再生産労働の問題がどのように絡み合っているのかを検討する。地域社会の中で内面化されている「ヨメの役割」に応えるため、移住女性たちはどのような生活を営んでいるのか。それぞれの個人史の中で、多様化し階層化している移住女性たちの現状を明らかにし、私的リレーションシップの脆弱性と移住生活の中で埋もれている当事者たちのニーズと権利を提示するのが本稿の目的である。

1 はじめに

農村の後継者問題の解決のため仲介型国際結婚が行われ始めたのは、80年代末である。それから約30年。日本には、少なくとも40万人ほどの結婚移住女性が住んでいる^{*1}。そして、その30年の間、結婚移住女性たちの生活現状は、ますます多様化し、階層化している。移住女性の年齢層の多様化もさることながら、来日後のライフステージも様々である。

いわゆる、「ムラの国際結婚」と呼ばれた80年代末の仲介型国際結婚と現在の仲介型国際結婚の大きな差は、仲介者が行政から民間の斡旋業者となったことと、国際結婚に乗り出す日本側の男たちのニーズが、過去の過疎地域の後継者出産や育児の期待から、現在は中高齢者になっている日本

人男性本人の世話役や高齢になった親の介護にシフトしていることである。それに伴い結婚によって来日する移住女性の年齢層も高くなっている。

筆者は、結婚移住女性と地域社会をテーマに2009年から岩手、宮城、福島県をフィールドに調査研究を進めている。これまで出会った移住女性たちは、60代から20代に至るまで様々であるが、平均的には40代から50代が最も多かった。中高齢化する移住女性の中には、90年代初めに来日し、すでに成人した子どもを持ち、すっかり日本社会に馴染んで高齢を迎える移住女性もいる一方、50代半ばで日本人の男性と結婚し、未だに夫婦間のコミュニケーションもままならないまま高齢を迎える移住女性もいる。このような状況の中で、結婚移住女性たちの再生産労働の中身も一概には論じられないのが現状と言える。

本稿は、仲介型国際結婚をした当事者たちにおいて移住女性の再生産労働がいかに内面化されているのかを検証し、内面化の中に埋もれている結婚移住女性達に必要な社会的ニーズを探り出す。筆者が専門としている文化人類学は、参与観察という方法を通して、被調査者の視点からその人が属する文化や社会を観察し、内面化された文化や社会構造の意味を客観的に分析することを重要な研究手法としている。しかし、研究対象が文化や歴史などではなく、個人である場合は、当事者性を客観的に分析することは容易ではなく、それぞれ違う当事者性を一つの論点にまとめることは難しい。分析にあたり、第3者である研究者の主観を完全に排除することも難しい。それゆえ、民俗学では個々人のナラティブを研究者の主観を排除し、聞き書き形式で記録する「記述的研究方法」に徹する場合も多い。しかし、記述的アプローチのもとでも「何をいかに記述するか」の問いそのものには、すでに規範的な判断がふくまれており、それを経験科学から排除することはできないと上野は指摘している（上野、2011：58）。筆者の観点も基本的に上野と一致している。特にジェンダー問題については、より規範的判断が必要になる。本稿では、上野にならい結婚移住女性のニーズを分析する際に人権アプローチを採用した上で、再生産労働と移住女性の義務と権利を考えてみたい。つまり、本稿で提示する事例の多くは、当事者の言説のまま叙述するが、その言葉の分析にあたっては、一般的な「人権」の視点からアプローチしていきたい。

ここで言う「人権」とは、市民的諸権利の集合である。自分で自分の生き方を決められる権利とも言える。「人権」という観点から結婚移住女性の「再生産労働」を論じる場合、上野が分類した、ケアする権利／ケアされる権利／ケアすることを強制されない権利／ケアされることを強制されない権利から結婚移住女性の状況を考察してみる必要がある（上野、前掲：60）。多くの場合、結婚移住は最初から「再生産労働」の役割を前提とされている。外国人花嫁にとって「ケアする権利」は、権利ではなく、義務である。他方、「ケアされる権利」や「ケアすることを強制されない権利」が、十分保障されているとは言えない。

人は誰でもケアを提供する者になれる一方、ケアを受ける人にもなれる。その時に必要なのは、「ケアされる権利」を要求できる「当事者権利」であろう。しかしながら、結婚移住女性のみならず日本に定住している外国人のほとんどは、その権利に対する認識すら持っていない。その理由を追求し、なお、権利意識を持たせるために必要なものは何なのかについて考える。

2 「再生産労働」と結婚移住女性

再生産労働という概念の中で結婚移住女性たちは、どのように言及されてきたのか。それを考察するために、二つの書物における「再生産労働論」を紹介する。一つは、伊藤るり・足立真理子編の『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉——再生産領域のグローバル化』（2008）と、もう一つは、落合恵美子・赤枝香奈子編の『アジア女性と親密性の労働』（2012）である。

伊藤・足立の編著では、まずこれまで「再生産労働」という概念が（1）労働力の再生産という古典的概念と（2）広義の社会的再生産という二つの概念で用いられてきたと説明している。つまり、（1）の従来の再生産労働の概念では、厳密には「労働力」にならない要介護者の介護労働は含まれないとされてきたことになる。しかし、「『人間の生産』（または『生命の生産』ともいう）をさすに至った『再生産』の概念が、生産・流通・消費のほかに移転・廃棄・処分を含むと考えれば、生涯から死亡までの人間の生命のサイクルのすべてにかかわる労働、と定義することができる」とする上野千鶴子の見解を採用すれば、広い意味で介護を含む女性の諸活動を「再生産労働」とすることができ、当書の編者達は、広い意味として「再生産労働」という言葉を用いている（伊藤・足立、2008：8-9）。

他方、落合は、いわば女性的な役割とされる、家族などの親密な関係の中で女性が他者に対して行っている様々な活動を「親密性の労働」と呼び、アジア女性がいかに「親密性の労働」と結びつけられながら構築され、その構築を生きてきたのかを見ていくとしている。そして、「親密性の労働」とは「家事（労働）」「再生産労働」「無償労働」「ケア」などとそれぞれ重なる面はあるが同じではないと説明している。特に「再生産」という概念については、「ヨーロッパ言語では「再生産」を意味する reproduction が「生殖」という意味をもつことから、「人間の再生産」をしばしば「再生産」と呼ぶこととなった」と指摘したうえで、「再生産」を「労働力の再生産」であるとすれば、労働力にならない高齢者のケアや出産につながらない性や売春を「再生産」と呼ぶことは難しいと指摘している。そして、「親密性の労働」は、家庭の中でも外でも、有償でも無償でも行われ、再生産やケアより広い範囲の活動を含むことができる概念であるとしている。すなわち肉体労働としての家事労働からケアや売春まですべてを括ることができる概念として使われている（落合、2012：2-9）。

両書は、このように「再生産労働」という概念の解釈について異なる立場をとっている。しかし、いずれの概念も、女性と関連づけられている点、そして無償ないし低賃金労働として、労働価値が十分に評価されていない点では共通する。そして、その女性による無償労働、あるいは低賃金労働は、ますますグローバル化していることも共通して言及している。それは、いわゆるグローバルに「国際移動の女性化」が進む中、「再生産のグローバル化」または「再生産労働の国際分業」と呼ばれている現象である。80年代以降、欧米圏では共働き家庭が増え、それに伴い「妻」の役割を担う外国人家事労働者の雇用が始まった（Sassen, 2003）。以後、90年代になると、家事労働やケア労働の受け入れ国は、欧米社会だけではなく、中東やシンガポール、香港、台湾などのアジアの諸国にまで広がる。移住女性たちの移住経路は、アジアから欧米へとといった従来の経路の他、アジアからアジアへと広がり、移住する女性たちの数も急増するに至った。そこで、「グローバルケアチェーン」

(Hochschild, 2000) などの議論が注目されるようになったのである。

すなわち、「移住の女性化」は、先進国の女性の社会的地位の向上によって生じた家事労働や感情労働領域という再生産労働に生じた社会的空白を補うため、再生産労働が産業化したことと深く関連しており、その結果、いわゆるエンターティナー貿易という娯楽産業や国際結婚仲介業の組織化と商業化が進んだ。さらに、アジアにおける家事労働者の普及は、家族主義型の福祉レジームの中で家事労働者への依存が欧米諸国より強く、広がりも早かった。それにもかかわらず、アジアでは、外国人労働者に原則として年数を限った一時滞在しか認めない政策対応が一般的で、労働力としては受け入れるが、人間としては受け入れず、人権侵害を受けやすいということはすでに指摘されている（落合, 2012: 21）。

このように、家事労働やケア労働の需要の増加とそれに伴う「国際移動の女性化」の中で「再生産労働の国際分業」が問われ、そして「国際結婚」、特に仲介によってアジアの途上国の女性を「外国人妻」として迎え入れる行為も、他の国際的家事労働やケア労働と同じ脈絡で理解されてきた。

日本政府はこれまで移住家事労働者の受け入れを許可してこなかったが、80年代以降、興行ビザという名目で、大量のエンターティナーをタイやフィリピンから受け入れてきた。その中で多くの女性たちが国際結婚によって「日本人の配偶者」になったことはすでに知られている（佐竹, 2006）。また、ほぼ同時期からフィリピンをはじめ、韓国、中国から仲介斡旋による「外国人妻」を受け入れた。逆に言えば、日本政府は、「再生産労働」に携わる外国人女性を「特定活動」という特別なものを除くと、主に「日本人の配偶者等」にしか許可してこなかったと言える（嘉本, 2014）。国際結婚が最も多かった2006年には、総結婚数に占める国際結婚は6.1%までとなった。

これらの国際結婚には、もちろん斡旋によるものだけではなく、恋愛結婚のケースも含まれる。しかし、多くの場合、特に筆者がフィールドとしている東北地方においては、「女手」を必要とする男性側のニーズにより、斡旋や紹介による国際結婚が多く行われている。そして、日本人の配偶者として移住した外国籍女性たちは、事実上男性に従属した形で家事労働、ケア労働、そして夫婦間の性労働などの担い手となっている。その仕事を確実にを行うことを前提に、滞在許可の延長や永住資格の取得が可能になるのである。

そこで、結婚移住女性を再生産労働の担い手として見た場合、他の家事労働者や介護労働者、あるいはエンターティナーやセックスワーカーと違う点はなんなのか。以下のように整理してみた。

- ①他の職群の移住にくらべ、移住に必要な資格、経歴、技術が必要ない
- ②他の滞在資格より、短期間で永住許可を得ることができる
- ③一定期間日本人の配偶者として、日本人家族の監視と管理下におかれる（滞在許可の更新や資格変更には、日本人配偶者の同意と協力が必要）
- ④社会的には、妊娠と出産が望ましい行為とされる
- ⑤受け入れ社会は、結婚移住者の長期的あるいは永久移住を前提としていて、滞在初期から強い同化圧力を受ける
- ⑥安定的滞在許可を得られる代わりに「ヨメ」としての役割を担うことが期待され、なお「ヨメ」としての労働は無償労働として扱われる

⑦基本的に結婚は私的領域とされる

一般的に、①と②の点で結婚移住は、男女を問わず移住を希望する人々に有効な移民の手段として好まれる。ところが、⑤や⑥の点でより文化的摩擦を経験する。そして③の点で夫婦間の非対称的力関係が生じる。最後に⑦の点で③、④、⑤、⑥で発生したほとんどの問題は、「自己決定・自己責任」として扱われる。

結婚移住のこのような特徴は、社会の中で移住女性達が請け負っている「再生産労働」をより見えにくくしている。私的領域とされる男女の結婚によって、女性の再生産労働は「合意」されたものとして扱われ、強い世帯規範と地域規範の中で移住女性に要求される。そこに、移住女性が自らの「再生産労働」の範囲を決めることはなかなか難しい。さらに、移住女性の「再生産労働」は閉ざされた空間の中で行われ、外部で議論されることもほとんどない。日本女性の再生産労働の負担は、社会政策の中で議論され、その軽減の必要性が唱えられるが、移住女性に関してそのような議論は聞いたことがない。実際に、結婚移住女性達さえも、「郷に入っては郷に従え」という言葉を口にするほどである。問題は、自らが日本の再生産労働を担っている労働者である認識をほとんど持っていないということである。それは、結婚以前から内面化されている「再生産労働」のジェンダー規範と結婚後のそれに大きな乖離がないからとも言える。

3 内面化された再生産労働

(1) 最終的就労先としての「再生産労働」

2010年10月25日のMSN産経ニュースでは、特集記事として「【東北再考】農村に花嫁が来ない」が掲載されたが、その内容はまさに高齢の親の介護のために、70代でも婚活をせざるをえない東北農村の独身男の心境が書かれていた。記事は、当時国際結婚の詐欺事件がクローズアップされたことを受け、女手が必要な東北の農村地域の事情を記事化したものであるが、内容からもわかるように、老いた親の介護問題を解決するため、仲介費用を支払っても国際結婚に乗り出す男性が今も少なくない。

他方、結婚移住を希望し、斡旋業者を通してお見合いをし、異なる言語や文化の中で「嫁ぐ」ことを決める移住女性の側も、ある意味においては、再生産労働のジェンダー構造を利用している当事者とも言える。筆者がこれまでインタビューを行った結婚移住女性たちの多くは、本国での失業や離婚、借金などの生活苦をきっかけに国際結婚を選択している（李, 2012b）。そういう結婚移住女性たちにとっては、再生産労働を担う女性だからこそ海外への移住が安易にできることが、移住の動機にもなる。そして、その移住から第2の人生を手に入れる人も確かにいるのである。

宮城県に住む加藤エリ（仮名・50代・韓国出身）さんは、2009年に今の日本人の夫と結婚した。再婚だった。前の夫は結婚後相次ぐ事業の失敗で、生活力もなく、エリさんが食堂などを運営して暮らした。夫は、暴力に浮気、躁鬱、アルコール中毒など、とにかく酷い人だった。結婚生活は地獄のようなものだったが、子どもが成長するまでは我慢するしかなかった。夫が借金に追われていることをきっかけに、法的には離婚することができたが、その後も元夫を完全に自分の生活から追い

出すことはできなかった。エリさんは、ストーカーのような元夫から逃れる道は国を出ることしかないと思い、日本に渡った。観光目的で入国をし、お見合をし、今の夫に出会った。エリさんは、今の生活に満足している。東日本大震災の時に、本国の子どもや兄弟は、韓国に戻ることを勧めた。子どもたちからは、子どもよりも再婚相手が重要なかとまで言われた。彼女は、今の相手は人生の最後まで共に行く人といい、帰国を拒否した。エリさんは、自営業をやっている日本人の夫を手伝いながら、第2の人生を送っている。

エリさんのように、行き詰った状況の中での出口として、国際結婚を決めたケースを、筆者はたくさん見ている。そして、日本人の夫側も自分の身の回りの世話役を確実に果たしてくれることを期待しながら、国際結婚に乗り出す。そんな「外国人妻」のお蔭で、新たな家族関係を築くケースも少なくない。

宮城県県北に住む佐々木ミカ（仮名・韓国出身・結婚当時51歳）は、6年前に斡旋業者を通して結婚した。夫、佐々木とおる氏は（仮名・結婚当時64歳）、すでに3度目の国際結婚に失敗し、4度目の結婚を望んでいた。仕事は、退職後不規則で単発的なものだったので、十分な財力をもっていたわけでもなかった。しかし、とおるさんの積極的なプロポーズにつれられ二人は結婚することになった。ミカさんの人生は、波乱万丈だった。若い時は、資産家の娘として何の不自由もなく過ごした。しかし40歳で詐欺にあい、投資していたお金はさることながら、裁判にまでかけられるようになる。ミカさんは、10年間も続いた裁判の影響で、ほぼ隠居生活をした。最後の裁判が終わった時点で無一文になった彼女は、偶然に目についたチラシの国際結婚の広告を見て、斡旋業者に電話をかけた。それが、来日の動機だった。ミカさんは、結婚後、4年間も家の掃除をした。夫の家は、古くて広い。しかも、長い間手入れをしていない。ミカさんは、「壁紙のほとんどがはがれていて、カーテンも触ることもできないほどぼろぼろだった」と言う。お金がないので、自分の手で壁紙を張り、カーテンを洗い、部屋中を磨いた。今の状態になるまで、4年もかかった。夫のとおりさんには、娘が3人いて、すでに結婚してそれぞれの家庭を持っていたが、これまで家族ぐるみで父の家に来ることはなかった。父とミカさんの結婚にも反対だった。誰も味方になってくれない状況で、ミカさんは結婚し、毎日常家の掃除に取り掛かったのである。夏には、広い敷地の中で雑草と戦った。「時々、私はなぜここで誰もわかってくれない仕事をやっているのかと思い、涙が止まらなかったこともあります」。4年かけて、ようやく人が住める程度まで家がきれいになった。すると、娘たちが家族を連れて来るようになった。近所でも声をかけられるようになった。今は、正月やお盆になると家族全員が集まって、きれいに手入れされた庭園でパーベークューをする。娘たちは、ミカさんを「お母さん」と呼ぶようになり、皆で家族写真を撮った。夫もミカさんと生きるためにはもう少し頑張らないとと考え、70歳の今、大型トラックの運転で再就職をしている。ミカさんに、今の望みを聞いた。

「とおるさんが一日でももっと元気で長生きしてくれること」。

ミカさんの事例は、人生の伴侶を国際結婚で見つけた微笑ましいストーリーといえる。彼女らは、

人生に行き詰っていた時に最終的就職先（？）として海外で再生産労働力を欲しがる男性と結婚し、しっかりとその役割を果たすことで男性側にも認めてもらったうえで、「新たに家族となった」というケースであろう。ミカさんもエリさんも、国際結婚における再生産労働は、結婚移住女性として果たすべき役割として認識していたことである。女性として様々な挫折を経験した上で、新たな出発として、結婚を選択したのである。彼女らの事例は、すでに内面化されていたジェンダー役割がうまくホスト側とマッチングした例とも言える。

(2) 文化規範としてのヨメ役割

東北の閉鎖的地域社会においては、既婚女性に対する評価は家族規範もちろん重要であるが、地域規範の影響も強く受ける。ある結婚移住女性を支援する日本語教室の先生は、筆者にある結婚移住女性を紹介する際、「〇〇さんは、本当にいい嫁でした。姑が亡くなるまで本当に一生懸命にやっていましたし、その傍ら日本語教室にもよく出てくれました。姑さんが亡くなった後、別な地域に引っ越ししましたが、たまに今日のように教室に遊びにくるのです」と言った。

「良い嫁である」というその言葉は、東北というコンテキストの中でどのように具体化されるのだろうか。それについて金明秀は、示唆的論点を投げかけている。金は、彼の論文で、震災後のあるシンポジウムで登壇した宮城県国際交流協会の実務者の発言を紹介している。彼女の発言は、震災後の外部からの支援活動に対しての「こういった、地域の中でしっかり根づいていた外国のかたちとの共生を妨げるような支援が県外から震災後続々入っている」というものであった。金は、彼女の発言から「東北ではマイノリティと民族的マジョリティが平和に共生していることを前提とし、「東北は違う」ことを主張するための発言であると指摘し、これらは、現に家庭や地域で中心的役割を担っている「結婚移民を「弱者」として他者化するロジックに対抗するため、集団成員性を強調したレトリックだった」と評価している（金、2014：171-186）。

個人的には、現場の実務者の発言が、金が説明したようなレトリックの上でのものだとは思えない。しかし、先述した日本語教室の先生の言葉と合わせても、「地域に溶け込む」ことの大切さは、共通する地域規範として働いていると言えるだろう。また、「地域に溶け込む」ためには、地域規範である「ヨメの役割」を果たすことが大事なのである。先行研究の多くは、このような地域ロジックには手を出せず、「移住女性の主体性」のみに目を向けてきた傾向があった。嫁の立場を十分に果たしながら、自らの存在を認めてもらったり、世帯間の交渉を行ったりする例を取り上げ、主体的に再生産労働に取りかかり、自分の存在に対する承認を得る移住女性たちの戦略を強調した論文がそれである^{*2}。

このように、結婚移住女性たちの「善きヨメ」としての再生産労働は、彼女ら地域社会においても、結婚する当事者たちにおいても内面化され、「地域に溶け込める」第一の条件となっている。

(3) 移住女性に対する承認は運次第？

問題は、彼女らの再生産労働が何を基準に承認を受けられるかということである。先ほど、東北というコンテキストでは、地域に溶け込んだ「善きヨメ」になることが移住女性の評価につながる

ことを論じた。その評価は、労働を行う側がいくら頑張っているかより、相手がどのように受け止めるかにかかっている。

福島に住む庄司サチコ（仮名、50代、韓国出身）さんは、初婚の相手と死別し、娘を連れて再婚した。夫は長男で、初婚だった。二人の結婚に、夫の両親（特に母親）は反対だった。財産目当てとも言われた。それでも、彼女はヨメとして認めてもらえるために頑張った。結婚後、しばらくすると夫は倒れた。サチコさんは、夫の介護のためヘルパーの資格を取り、献身的に看護した。夫は著しく回復し、彼女に感謝し、彼女と同じクリスチャンに改宗した。それでも義理の両親は心を開いてくれなかった。高齢の姑は、介護を必要としてきた。彼女は、懸命に介護をした。亡くなった時も、長男のヨメとして母親の葬式を仕切った。ところが、姑が亡くなった後、生前から「外国人のヨメには家の財産を渡さない」と言っていたことが本当になったことがわかった。姑は、生前、自分の財産をすべて次男に相続させていたのである。法的には戦うこともできると知っていたが、そこまではしたくはなかった。そんなに頑張ったのに、姑は最後まで自分を財産目当ての女としか見ていなかったのか。それが、悔しくてしょうがない。さらに、姑の死後、同居するようになった舅からも「お前は家族でない」と言われ、すべてが空しくなった。ストレスが原因で、胃腸炎が酷くなり、深刻な更年期障害で鬱も進行した。結局、彼女は夫に勧められ長期間、本国で休養することになった。

夫を味方にできたサチコさんのケースは、それでもいい方である。男性優越主義の中で、結婚移住女性を奴隷のように扱う男性も少なくない。言うことを聞かないと暴力を振るい、「帰れ」という言葉を平気で言われたという話をたくさん聞く。そこには、根強い仲介型国際結婚に対する偏見が存在する。経済発展の遅れた国から進んだ国への「南北間型」結婚であることから来るネガティブな社会認識とそれに伴う夫婦間の力関係の問題が存在しているのである。結婚当初から、日本人の夫側には「お金で買ってきた」という意識が強く、そのため移住女性の人権や意見を無視するケースがいまでも少なくない。移住女性の多くは、言葉が通じない結婚初期に、不当な扱いにも気づかないまま関係が固着してしまう。そうでなければ、離婚することになるが、自立する資源が少ない移住女性たちにとって離婚は貧困につながりやすい^{*3}。実際に、移住女性の乏しい社会的資源は、DV被害や性暴力被害女性が暴力を行使する日本人の夫から離れられない理由にもなっている場合が多い^{*4}。

その中で、たまたま「外国人嫁」の頑張りを評価してくれる夫側に会えるのは、それこそ「運」次第なのだろうか。いや、それは「運」ではなく、「人権」意識の問題であろう。女性の再生産労働を軽視し、なお移住女性にも努力に対する妥当な評価を求める権利があることが無視されていることに他ならない。

4 移住女性たちの多重役割とスキルアップへの願望

(1) 移住女性たちの家庭状況と長時間労働

ところで、実際に結婚移住女性の役割は、必ずしも再生産労働だけではない。多くの移住女性は、

表1 あなたの震災前・震災後の就労形態は？

	石巻調査		気仙沼調査	
	震災前	震災後	震災前	震災後
無職・主婦・学生	29 人 (36%)	45 人 (55%)	22 人 (31%)	30 人 (43%)
非正規雇用	26 人 (32%)	19 人 (23%)	25 人 (36%)	22 人 (31%)
常時雇用	15 人 (19%)	10 人 (12%)	11 人 (16%)	9 人 (13%)
自営業・自由業	7 人 (9%)	4 人 (5%)	8 人 (11%)	4 人 (6%)
家族従業者	3 人 (4%)	1 人 (1%)	3 人 (1%)	1 人 (1%)
内職	1 人 (1%)	1 人 (1%)	1 人 (1%)	4 人 (6%)

表2 「配偶者」の震災前・震災後の就労形態は？

	石巻調査		気仙沼調査	
	震災前	震災後	震災前	震災後
経営者・役員	2 人 (3%)	2 人 (3%)	2 人 (3%)	2 人 (3%)
常時雇用・一般社員	23 人 (37%)	21 人 (34%)	28 人 (44%)	19 人 (31%)
臨時雇用	8 人 (13%)	7 人 (12%)	12 人 (19%)	14 人 (23%)
派遣・契約社員	6 人 (10%)	4 人 (7%)		
自営業	11 人 (18%)	8 人 (13%)	7 人 (11%)	6 人 (10%)
家族従業者	3 人 (5%)	2 人 (3%)	2 人 (3%)	1 人 (2%)
内職	2 人 (3%)	3 人 (5%)	5 人 (8%)	6 人 (10%)
無職・専業主婦	7 人 (11%)	13 人 (21%)	7 人 (11%)	13 人 (21%)

出所：外国人被災者支援センター編『石巻市外国人被災者調査報告書 2012 年』と『気仙沼市外国人被災者調査報告書 2013 年』より

生産労働にも関わっている。それは、本国の家族への送金という理由もあるが、家計維持のために働いていることも多い。

筆者は、2013 年の 3 月から 2014 年 11 月まで、東日本大震災による外国人被災者を支援する「外国人被災者支援センター」の支援活動に関わった。本センターは、被災地で生活する外国籍住民の実生活状況と支援ニーズを明らかにするため、宮城県石巻市と気仙沼市の協力のもと、外国籍住民の現状と被災状況を知るアンケート調査を実施した。その調査結果の中から、移住者たちとその配偶者の労働形態に関する項目を参考までに紹介する^{*5}。

石巻の調査では、震災前、多くの外国人は、無職・専業主婦などの所得がない人が 36%で、非正規を含めた雇用者は 64%であった。それが、震災後には所得がない人が 55%にまで増えた。気仙沼での調査では、外国人本人の収入がない人が震災前 31%から、震災後 43%に増えた。本人の雇用形態は、非正規が多く、正規雇用されている比率は、震災後 12%（石巻）、13%（気仙沼）に過ぎない。また、「配偶者」の職業を見ていくと、石巻も気仙沼も、収入がない配偶者が震災前 11%から、震災後 21%に増えている。正規雇用者は、震災後石巻 37%、気仙沼 34%に過ぎず、配偶者の半数以上も非正規か収入が不安定な状況にあると言える（表1、表2参照）。

また、アンケートでは、家族の中に要介護者がいるかどうかを聞いているが、石巻では、44%の

人が、また気仙沼では47%の人が「要介護者がいない」と答えている。裏を返せば、石巻調査では56%の外国籍住民が、気仙沼では53%の外国籍住民が要介護者を抱えていると言える。家族状況に関しては、未婚の子どもを持つ外国籍住民が石巻49%、気仙沼44%で、そして、配偶者の父母又は祖父母との同居しているケースは、石巻の結婚移住女性の73世帯の中23世帯が、気仙沼調査で結婚移住女性78世帯の中19世帯に上った。いずれも、約25%前後の結婚移住女性は、夫の親又は祖父母と同居している^{*6}。

アンケート調査後に行った個人面接調査においても、移住女性たちの就労状況は、それほど変わらない。石巻の場合は、27人の移住女性の中で10人がアンペイドワークの状況であり、4人の自営業者（一人は震災で失業したが）を除くと単純労働で働いていた。自営業の中身は、マッサージ屋、キムチ製造・販売、スナック経営であった。気仙沼での面接調査では、移住女性30人中8人が専業主婦で、正社員は3人。20人はパートタイマーであったが、その中で3人は介護職であった。正社員3人の職場は、鶏肉加工工場、水産加工工場などの単純労働作業場であり、仕事に日本語力が必要ないため、彼女らの日本語力は乏しかった。

フェミニズム研究では、生産労働に関わっている女性が再生産労働も担うことで、長時間の過度な労働を強いられている問題がたびたび議論になる。移住女性の場合も同様と言える。中には、再生産労働と生産労働を掛け持ちしながら、「超スーパーウーマン」として生きている移住女性もいる。

小野寺アイさん（仮名・33歳・中国出身・研修生として2003年来日、2006年に結婚）は、5歳と2歳の娘がいる。夫は50歳で正社員だが、給料は渡してくれない。そのため、本人も子どもが1歳になってすぐ、再び水産加工工場に働いてきた。毎日午後4時半まで働いている。家には、義理の祖父（86歳）と義理の父（76歳）がいる。祖母は3年前に亡くなった。お婆ちゃんがいる時には、楽だった。今は、夕食までの準備を一人で済ませてから、工場に出かける。幸い、お爺さんたちは孫の面倒を見てくれる。夫は、朝のごはんの支度や洗濯など、いくらか家事の分担をしてくれているので、夫に対する不満はない。ただ、爺さんたちに可愛がられる長女が、好き放題にしているのが最近の心配ごとである（2013年5月26日インタビュー）。

共働きの多くの場合は、夫の収入だけでは頼りにならないという背景がある。特に、中には夫の年収が低く、二人が稼いでやっと生活ができるという状況もあった。その他、歳の差結婚の間で小さい子どもを設けている場合や、連れ子がいてその連れ子の養育を母親が責任を取っているケースなども多い。一方、中には完全に移住女性の稼ぎに家計を頼っている場合もある。しかし、その場合も家の中の力関係は平等とは言えない。

鈴木みち（仮名・フィリピン出身・2013年当時58歳・30歳の時にエンターティナーとして来日し、結婚）の場合は、結婚後夫が仕事を辞めたので、長男が5歳の時からスナックで働いていた。夫は、定期的に仕事をする時もあるが、どれぐらいお金を持っているのか、年金はどのようになるのかわからない。家の中の発言権は、あまりない。子どもたちも、母親よりは父親に何でも相談し、長男は給料をもらっても父親に預ける。家庭内でお金のやりくりを決めるのも夫である。将来を考えれば、心配ごとは多い。自分ももう年だし、いつまでスナックで働けるかわからない。しかし、夫に聞い

ても何も変わらない。とりあえず、今はこれでいいと笑う（2013年6月4日インタビュー）。

(2) スキルアップの願望としての「ケアワーカー」

東日本大震災後の外国人被災者支援センターの先述した調査は、東北に定住している移住女性らの就労状況がいかに脆弱なのかを明確にしたところが意義深い。実際に、多くの移住女性たちは、震災で仕事を無くし、その後の就労先が見つからない、就労しようとも自分には何のスキルもないというのがほとんどの方の悩みだった。結婚移住女性たちの就労願望は強く、例え今は専業主婦であっても、いずれは就労したいと思っている女性も多い。しかし、その就労先は限られたものである。就労している人々の仕事内容は、そのほとんどが単純労働や水商売、あるいはエスニックビジネスに集中している。多くの場合は、日本の3K労働、低賃金労働を担っていると言える。

先述した支援活動の中でも、結婚移住女性たちの多くのニーズは、よりスキルアップした仕事に就きたいということであった。気仙沼や南三陸では、震災後、上記の結婚移住女性たちのニーズが外部支援団体から汲まれ、外国籍住民の就労支援事業につながった。特に気仙沼の場合は、支援団体と行政関係者、そして地域の日本語教室の先生方が手を組んで、ホームヘルパー2級資格取得のための教室を3期まで開き、資格を取得した外国籍の女性たちが地域の施設で活躍するに至っている。

その後、結婚移住女性たちにヘルパーの資格を与える就労支援教室が、あちこちに開かれた。特に、これまで漢字の壁でヘルパーに興味があっても資格取得にチャレンジできなかった東南アジア出身の女性たちが周囲の日本人支援者たちの協力を得て資格を取り、新たな仕事へ一歩を踏み込むことができたのである。

ところが、現実的にはどうなのだろうか。ホームヘルパーの資格を得ても介護現場で働いていない女性も多い。先に紹介した気仙沼では、3回にわたるホームヘルパー資格教室で20人近くの移住女性が資格を取った。しかし、震災から4年経った現在、資格を活かして介護現場で働いている人は、根性のある3～4人のみであると言う^{*7}。中には、単純に子どもが小さいことを理由にしている人もいたが、現実的にハードな仕事であるにもかかわらず給料が低いため、収入が高い仕事を優先に選択していた事例もあった。ホームヘルパーは一日5000円、ガレキ処理は、一日1万2千円という状況では、介護職に就かない理由がわからなくもない。

仕事の内容に相応しくない低賃金労働は、いくら外国人であっても続かないのである。

5 高齢化していく移住女性達、彼女らのケアは誰がするのか

以上、結婚移住女性達の労働の現状を再生産労働と生産労働に区別して考察した。いずれにしても、結婚移住女性たちは、狭い選択肢の中で自分に与えられた状況を受け入れ、頑張っているように見える。ところが問題は、移住女性達の生活の資源のほとんどは夫に依存していることにある。考えてみれば、第3章で紹介した、エリさんも、ミカさんも今は幸せであるとしても、将来に不安がないわけではない。高齢の夫が病気になる、あるいは亡くなった後は、どうなるのか。夫が年金

に入っていない場合は、より大変だ。ミカさんは、たまに近くの老人ホームの掃除の手伝いの仕事をしているが、それだけでは、十分な生活費にはならない。それに彼女は、一度も日本語を正式に学んだことがないので、来日から6年経っている今も片言の日本語しかできない。非常時、いざ自力で生活を営む必要が生じた時、結婚移住女性たちの多くは日本社会で自立できるほど、十分な資源を持っていない。

なぜ、十分な資源を持っていないのだろうか。先述したように、これまで日本政府は、国際結婚を他の結婚と同様「私的領域」として扱ってきた。従って、結婚移住者の社会適応も基本的には、自己努力となっている。結婚移住女性たちの日本語学習は、生活の中での学習がほとんどであり、就労につながるような日本語力を持つ「外国人嫁」は稀である。特に非漢字圏出身の移住女性達は特に読み書き能力に大きな問題を抱えている。言語能力に加え、活用できる人的ネットワークの乏しさも自立を妨げる要素であろう。それに加え、多様な文化に慣れていない地域性も移住者を活用する場を増やせない原因の一つとなっている。結果、移住女性の多くは自立する資源が乏しいと言える。

移住女性の乏しい社会的資源は、震災のような非常時において移住女性の脆弱性につながる。それについて筆者は、東日本大震災で生活基盤を無くした移住女性達の事例を通してすでに指摘している（李, 2013）。

54歳のヨンミ氏（仮名・韓国出身）は、2013年夫と死別し、現在14歳の娘と住んでいる。不動産業をしていた夫は、生前ヨンミ氏が自分の仕事を手伝う以外、別な仕事をするのを許さなかった。それなのに、生活費は週1万円しか渡さない。足りないと言うと、スーパーについて来て、買い物には別途お金を出してくれた。ヨンミ氏は、自分を信じない夫の行動がいやだった。特に女性生理用品を買う時は、羞恥心まで覚えていた。それでも、夫が生きていた時にはよかったと振り返る。亡くなった後は、何をどうすれば良いのかわからない。借金が多かったため、財産は相続放棄をし、今は生活保護で生活をしている。毎月、保護課の担当者とのやり取りに、屈辱感を感じる。子どもの進学、老後の生活、心配ごとは後を絶たない。

老後は本国に帰ることを心に決めている移住女性もいる。

59歳（2013年当時）の韓国女性ジョンジャ氏（仮名）は2000年に結婚移住で日本に来た。11歳上の日本人配偶者は、結婚前には船にのっていたが、55歳で退職し、その後は非正規の仕事をしている。ジョンジャ氏は、結婚後100歳の舅の面倒をみた。老人ホームにいたが、それでも毎日のように施設に行き、面倒をみた。1年後舅は亡くなった。その後、夫から自分が食べるものは自分で稼ごうと言われた。彼女は、夫の経済的状況がまったくわからない。ジョンジャ氏は、自分で使うお金を稼ぐために、一定期間出稼ぎに行く。そして、そのお金で韓国の年金式の高額な保険に加入している。それは、もしも自分の体に何かがおきた時のための投資である。夫の年金の状況も知らないで、老後に病気になった時には、母国に帰って静養するしかない。ジョンジャ氏は、周囲で重い病気になっては、本国に戻ってしまうケースがたびたびあったと言う。自分のように、日本に子どもがいない結婚移住女性にとっては、日本で老後を迎えることは不安があるという（2013

年5月19日インタビュー）。

ジョンジャ氏のように、トランスナショナルな生活を行っている移住女性達は他にも見られる。ケアをする存在の移住女性達が、ケアされる存在になった時、日本社会は彼女らを十分包摂できるのだろうか。それとも、「使い捨て」にするのだろうか。当事者たちは、不安の中で国を跨ぎながら生活するしかない状況が生まれているのである。

問題は、それだけではない。2014年7月、日本の最高裁は、「外国人は生活保護法の対象ではなく、受給権もない」とする判断を示した^{*8}。他の永住外国人もそうであるが、結婚移住女性たちの不安は特に大きい。再生産労働に専念してきた移住女性たちが、自分達の生計維持者を亡くした場合、彼女らのケアは、いったい誰がしてくれるのだろうか。

6 結論：「当事者の権利」をもとめて

以上、結婚移住女性を取り巻く労働の実態と、それに伴う様々な周囲の反応を述べた。内面化されていた移住女性の再生産労働は、ホスト社会で自分を認めてもらう手段としてより内面化されるが、その労力への評価は、相手側の勝手な主観に委ねられていること、また多重の役割を担っているにもかかわらず、移住女性の自立やケアを助ける社会的政策は不在であることなどに言及した。ところが、このような状況の中でも、多くの移住女性たちは自分達の権利についてはあまり主張しないのが事実である。移住女性当事者が、なかなか気付かない「当事者の権利」は何なのか。それは、最初に述べた「人権」であり、具体的には「ケアをされる権利」である。移住先で、人間として生きるために必要な資源を得るための機会提供や支援を要求する権利が移住女性にはある。しかし、なぜその権利の主張ができないのであろうか。

ある講演で、参加者の方に次のような質問を受けたことがあった。

「移住女性たちが日本人男性と結婚する理由というのがお互いの利害が一致して成立したというイメージがあるために、（中略）例えば理不尽な目に合っている場合でも、それは自分の意思で日本に来てある程度予想ができたことだから仕方がないのではないかという面も確かに在り得るのかと思います」（2014年1月24日 仙台白百合女子大学カトリック研究所研究会にて）。

自己決定をしたのだから、ある程度は耐えなければならないのではないかという趣旨の質問であった。「利害が一致し、合意した結婚」だから、移住女性が男性側に従属するのは仕方がない、多少の従順さは必要なのではないかという認識は、根強く存在している。そこに、女性の人権を云々することに確かに違和感を覚える人は少なくないだろう。

「自己決定・自己責任」は、個々人の主体性を強調するロジックであるが、時々社会の責任を個人に回す口実にもなるような気がする。特に、不均等な関係の中にいる個人に対してはより注意を払う必要がある。筆者は、本稿で結婚移住の多様な現状を労働と関連づけて考察した。そこで共通して見たのは、結婚移住女性達は、どのような文脈で自分達の存在を位置づけているのかということである。彼女らが担っている再生産労働や生産労働は、いずれも「好きで移住したのだからやれる

表3 DVを理由に婦人相談所に一時保護された女性数

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
DVを理由に婦人相談所に一時保護された女性数	4,438	4,565	4,549	4,666	4,681	4,579	4,312	4,373
うち日本籍女性	4,049	4,177	4,142	4,225	4,261	4,203	3,913	4,016
うち外国籍女性	389	388	407	441	420	376	399	357
外国籍者の割合	8.77%	8.50%	8.95%	9.45%	8.97%	8.21%	9.25%	8.16%

出所：厚生労働省家庭福祉課調べより（年度別統計）移住労働者と連帯する全国ネットワーク作成

表4 DV被害を受ける割合（人口10万人につき）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
外国籍女性	36.0 人	34.8 人	35.4 人	37.2 人	35.6 人	32.4 人	35.2 人	32.1 人
日本籍女性	6.3 人	6.5 人	6.4 人	6.5 人	6.6 人	6.5 人	6.0 人	6.2 人

出所：移住労働者と連帯する全国ネットワーク作成

ことをやらなければ」という移住当事者たちの低姿勢と「合意の上の移住だから、従うべし」という高姿勢のホスト側が存在しているように思える。確実に不均等な関係性の中で、結婚移住女性達がいわゆる「当事者の権利」を主張することは難しい。そして、同じような状況は、日本社会内の弱者層でも起こり得るのである。

まずは、移住女性が、みずから「当事者」としての脆弱性を認識する必要がある。移住労働者と連帯する全国ネットワークが作成した「DVを理由に婦人相談所に一時保護された女性数」の中で、移住女性が占める割合は、高い年度で9.45％（2008年）であった。これを、各人口10万人につき対比してみた場合、移住女性がDV被害者になる確率が、日本人女性より約5倍以上高いということである（表3, 4）。夫婦間、あるいは移住女性とホスト社会における不均等な関係性が生まれるのは、文頭で言及した人権としての「当事者の権利」が保障されていないからに他ならない。

結婚移住は、自己選択であるが、彼女らの再生産労働は、決して日本社会の中で軽いものではない。社会的に移住女性を含む脆弱層の社会的役割を認め、「当事者の権利」を与えることこそが真の「共生」を果たすことになるということを再認識する必要がある。

※本稿は、科学研究費助成事業基盤C（課題番号 24520908）「震災後の東北における地域再編と結婚移民女性の社会参画に関する文化人類学的考察」の研究成果の一部である。本紙面を借りて、インタビューに応じてくださった方々に感謝を表したい。

*1 日本における定住外国人の統計資料の中、結婚移住女性の数を把握できるような資料はない。これまで筆者は、70年代からの国際結婚の中で夫日本人と妻外国人のカップル数を合算したところその累計は、90万件を超えていた。そこから、国際離婚の累計30万件と再婚・再再婚の数を考えた数を引いて、大体日本に定住する移住女性の数を約40万人以上と推定した（李, 2013）。

*2 結婚移住女性の主体性に焦点を置く研究のながれについては拙稿, 2012b, 14～16頁をご参照いただきたい。

*3 移住女性の貧困問題については、『(移住連ブックレット4) 日本で暮らす移住者の貧困』（移住労働者と連帯するネットワーク貧困プロジェクト編, 2011）参照。

*4 移住連女性プロジェクトは、2014年8月に全国民間シェルターにおける移住女性の利用実態に関するアンケート調査を実施した。筆者は、その内容の分析に携わり、2014年11月1日に開かれた「2014年度全国シェルターシンポジウム in 山口」で報告した。アンケート回答の中には、一時保護をされた移住女性の自立がなかなかできず、結局は暴力を振るった夫の元に戻るケースなどが書かれていた。移住連の本調査結果の詳細は、移住連ホームページ（<http://migrants.jp/>）に公開されている。

*5 具体的な調査内容については、『石巻市「外国人被災者」調査報告書2012』（東北学院大学 郭基煥研究室・外国人被災者支援センター編集・発行）と『気仙沼「外国人被災者」調査報告書2013』（外国人被災者支援センター編集・発行）をご参照いただきたい。

*6 本データは、筆者がアンケート調査の生データの中から結婚移住女性だけを取り出して整理したものである。

*7 2015年1月気仙沼の国際交流担当者との電話通話による。

*8 朝日新聞 Digital 2014年7月18日字参照 <http://www.asahi.com/articles/ASG7L5QCFG7LUTIL049.html>

《参考文献》

- 伊藤るり・足立真理子編, 2008『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉——再生産領域のグローバル化』作品社
- 伊豫谷登土翁編, 2001『グローバリゼーションと移民』有信堂高文社
- 伊豫谷登土翁編, 2007『移動から場所を問う』有信堂高文社
- 李善姬, 2011「韓国における『多文化主義』の背景と地域社会の対応」東北大学グローバルCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」編『GEMC journal』no.5, 7～19頁
- 李善姬, 2012a「『多文化ファミリー』における震災体験と新たな課題——結婚移民女性のトランスナショナル性をどう捉えるか」駒井洋監修, 鈴木江理子編『移民・ディアスポラ研究2 東日本大災害と外国人移住者たち』明石書店
- 李善姬, 2012b「ジェンダーと多文化の狭間で——東北農村の結婚移民女性をめぐる諸門再」東北大学グローバルCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」編『GEMC journal』no.7,
- 李善姬, 2013「自らを可視化する結婚移住女性たち」萩原久美子・皆川満寿美・大沢真理編『復興を取り戻す』岩波書店
- 移住労働者と連帯するネットワーク貧困プロジェクト編, 2011『(移住連ブックレット4) 日本で暮らす移住者の貧困』
- 上野千鶴子, 2011『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版
- 落合恵美子, 2012「親密性の労働とアジア女性の構築」落合恵美子・赤枝香奈子編『アジアの女性と親密性の労働』京都大学学術出版会
- 外国人被災者支援センター編, 2012『石巻市外国人被災者調査報告書2012年』（http://gaikikyo.jp/shinsai/_src/sc550/90CE8AAA92B28DB895F18D908AT97v.pdf）
- 外国人被災者支援センター編, 2013『気仙沼市外国人被災者調査報告書2013年』
- 嘉本伊都子, 2014「結婚移住女性と多文化共生——震災と離婚という視点から」『現代社会研究科論集』京都女子大学, 1～33頁
- 金明秀, 2014「東日本大震災と外国人——マイノリティの解放をめぐる認識の衝突」萩野昌弘・蘭信三編『3・11以前の社会学』生活書院, 171～206頁
- 桑山紀彦, 1995『国際結婚とストレス』明石書店
- 賽漠卓娜, 2011『国際移動時代の国際結婚——日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房
- 佐竹眞明・メアリー・アンジェリ・ダアノイ, 2006『フィリピン——日本国際結婚移民と多文化共生』めこん
- 佐竹眞明編, 2011『在日外国人と多文化共生』明石書店
- 佐藤隆夫編, 1989『農村（むら）と国際結婚』日本評論社
- 武田里子, 2011『ムラの国際結婚再考——結婚移住女性と農村の社会変容』めこん
- 仲野誠, 1998「『外国人妻』と地域社会——山形県における『ムラの国際結婚』を事例として」『移民研究年報』92

～109 頁

- 日暮高則, 1989『「むら」と「おれ」の国際結婚学』情報企画出版
- 藤田美佳, 2005「農村に投げかけた『外国人花嫁』の波紋——生活者としての再発見」佐藤郡衛・吉谷武志編『ひとを分けるもの, つなぐもの——異文化間教育からの挑戦』ナカニシヤ出版
- 光岡浩二, 1996『農村家族の結婚難と高齢者問題』ミネルヴァ書房
- 柳蓮淑, 2006「外国人妻の世帯内ジェンダー関係の再編と交渉——農村部在住韓国人妻の事例を中心に」『お茶の水女子大学大学院人間文化研究科人間文化論叢』第8巻
- ロビン・コーエン, 駒井洋監訳 角谷多佳子訳, 2001『グローバル・ディアスポラ』明石書店 (Robin Cohen, 1997. *Global Diasporas*. London: UCL Press)
- 김영옥, 김현미외 (キムヨンオク・キムヒョンミ外), 2009『국경을 넘는 아시아 여성들 (国境を越えるアジアの女性達)』이화여자대학교출판부 (梨花女子大学出版部)
- Hochschild, Aelie Russel, 2000, "Global Care Chains and Emotional Surplus Value," Will Hutton, Anthony Giddens, eds., *On the Edge: Living with Global Capitalism*, London: Vintage.
- Nicole Constable (ed.), 2005, *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Sassen, S., 2003, "Global Cities and Survival Circuit," In Ehrenrich, Barbara and Arlie Rusell Hochschild, eds. *Global Woman: Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*, New York: Metropolitan Books.

Living as “Foreign Brides”: Reproductive Labor and International Arranged Marriage

LEE Sunhee

Tohoku University

Key Words: international arranged marriage, reproductive labor, internalization of gender roles

In recent years, there have been increasing calls in Japan for the acceptance of foreign domestic workers. However, the use of foreign women in reproductive labor is not new. Women living in Japan as spouses of Japanese men are a case in point. For them, reproductive labor in the form of childbearing, childrearing, household tasks, and nursing care is a natural extension of marriage. Not only are these women expected to supply reproductive labor, this expectation has also been internalized by the women themselves. The cultural norm that women ought to efficiently nurture their families within the boundaries of the division of labor sometimes gives rise to heartwarming stories of family love. However, it is not certain whether such stories will last. This is because the only thing that ties these women to the host country is their own personal relationship. What would happen to these women when their personal bonds are broken?

This paper profiles the lives of foreign spouses from their own perspective and analyzes the relationship between labor and reproductive labor, as well as how these women strive in their daily lives to meet the expectations of “the role of the wife” internalized in their community. The goal is to help identify the unmet needs of these individuals by shedding light on their diverse and stratified lives.